

4 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援

施策一覧

4. 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援

4 - 1 子どもと家庭の支援

4 - 1 - 1 子育て期の支援

< 施策 >

1	(仮称)こどもの総合支援センターの開設	50ページ
2	公立保育園のブロック化とサービス内容の見直し	50ページ
3	地域子育て支援センターの設置・拡充	50ページ
4	保育・地域支援の質の確保と向上	50ページ
5	児童館の再編成と機能の充実(再掲)	50ページ
6	子育て家庭への情報提供の充実(再掲)	50ページ
7	乳幼児とふれあう場づくりの推進(再掲)	50ページ
8	一時保育の充実	50ページ
9	病後児保育の充実	51ページ
10	病児保育の検討	51ページ
11	休日保育の実施	51ページ
12	ショートステイ事業の検討	51ページ
13	学童クラブ運営の充実	51ページ
14	ファミリー・サポート・センター事業の充実(再掲)	51ページ
15	出産直後及び里帰り出産後の支援の充実	51ページ
16	ホームヘルパー派遣事業の推進	51ページ
17	在宅児への保育サービス等の充実	51ページ
18	保育園の入所枠拡大の検討	52ページ
19	認証保育所への支援の検討	52ページ
20	就園奨励事業の推進	52ページ
21	私立幼稚園運営助成金の充実	52ページ
22	駅周辺への乳幼児施設設置の検討	52ページ
23	出前児童館の充実(再掲)	52ページ
24	育児休業相談・支援事業の検討	52ページ
25	父親の育児参加の推進(再掲)	52ページ
26	労働時間短縮(勤務時間短縮等の周知・支援)の推進	52ページ
27	再雇用制度に対する情報提供の充実	52ページ
28	児童手当、児童育成手当の充実	52ページ
29	母子福祉資金貸付事業の推進	53ページ
30	国、東京都等の補助活用の推進	53ページ

4 - 1 - 2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

< 施策 >

1	(仮称)こどもの総合支援センターの開設(再掲)	54ページ
2	相談から、フォローアップまでを行う施設整備の検討	54ページ
3	障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保	54ページ
4	障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進(再掲)	54ページ
5	障害児保育の充実(入所型と通所型の障害児保育の充実)	54ページ
6	障害児の幼稚園入園に対する支援の推進	54ページ
7	障害児放課後活動としての常設場確保の検討	55ページ
8	障害児がいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	55ページ

9	緊急入所事業の推進	55ページ
10	特別支援教育の充実	55ページ
11	養護学校の充実及び市外にある養護学校への通学者に対する取り組みの充実	55ページ
12	障害者、異年齢世代との交流事業の推進	55ページ
13	障害児のいる世帯への手当（特別児童扶養手当）の充実	55ページ

4 - 1 - 3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援

<施策>

1	外国人や帰国児童・生徒への日本語指導の充実	56ページ
2	個別に指導できる指導者の確保	56ページ
3	外国語パンフレット・冊子に関する情報提供の充実	56ページ
4	外国語本の整備の推進	56ページ
5	外国語の翻訳サービスシステムの充実	56ページ

4 - 1 - 4 ひとり親家庭の支援

<施策>

1	母子自立支援プログラム策定事業の推進	57ページ
2	ホームヘルパー派遣事業の推進（再掲）	57ページ
3	ひとり親家庭への給食サービスの検討	57ページ
4	ひとり親家庭休養事業の推進	57ページ
5	母子保護の実施	57ページ
6	ひとり親家庭医療費助成事業の充実	57ページ
7	ひとり親家庭等児童就学支度金支給事業の充実	57ページ
8	児童扶養手当の充実	57ページ

4 - 2 保健・医療

4 - 2 - 1 母子保健体制の整備・充実

<施策>

1	新生児訪問等の推進（再掲）	58ページ
2	訪問型相談・支援の充実	58ページ
3	母子保健と保育の連携強化	58ページ
4	乳幼児健診（3・4か月児、1歳6か月児、3歳児）の活用による母子保健の推進	58ページ
5	子育てに関する学習機会の充実（再掲）	58ページ
6	育児・子育て相談事業の充実（再掲）	58ページ
7	予防接種についての普及啓発の充実	59ページ

4 - 2 - 2 医療

<施策>

1	かかりつけ医制度の推進	60ページ
2	かかりつけ歯科医制度の推進	60ページ
3	小児救急医療体制の充実	60ページ
4	産科のある医療機関とのネットワークの充実	60ページ
5	保健所との連携強化と母子保健の役割の見直し	60ページ
6	アレルギー相談の充実	60ページ
7	心身の思春期相談事業実施の検討	60ページ

4 - 3 教育

< 施策 >

1	子どものための消費者教育の推進	61ページ
2	環境教育の推進	61ページ
3	国際理解教育の推進	61ページ
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進(再掲)	61ページ
5	人としての権利を尊重する教育の推進 (再掲)	61ページ
6	スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化(再掲)	61ページ
7	西東京市教育関係者連絡会議の検討	62ページ
8	幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	62ページ
9	地域の人材発掘・活用の推進 (再掲)	62ページ
10	学校へのパソコン設置の充実	62ページ
11	学校図書館の充実	62ページ
12	図書館事業の拡充	62ページ
13	図書館、学校図書館のネットワーク化の推進	62ページ

4 - 4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり

< 施策 >

1	児童館の再編成と機能の充実(再掲)	63ページ
2	「遊びの学校」事業の検討・実施(再掲)	63ページ
3	防犯対策の充実(再掲)	63ページ
4	子どもの緊急避難場所とする事業の推進(再掲)	63ページ
5	通学路、通園路の安全確保の充実	63ページ
6	園庭開放の推進(再掲)	63ページ
7	屋外の遊び場の充実(再掲)	63ページ
8	身近にボール遊びのできる場所の検討(再掲)	63ページ
9	プレイリーダーの養成と活用(再掲)	63ページ
10	地域の子育て意識の醸成(再掲)	63ページ
11	交通安全教育の推進	64ページ
12	コミュニティバスの充実	64ページ
13	子ども施設、遊び場マップ等作成の検討	64ページ
14	環境教育の推進(再掲)	64ページ
15	親子施設見学会の検討	64ページ

4 - 1 子どもと家庭の支援

4 - 1 - 1 子育て期の支援

行政の各部署が力を合わせて、支援を統合的にすすめます。これまで、各部署が縦割りに陥りがちであったことを見直し、市内をいくつかのブロックに分け、市民を中心に近隣の保育施設や児童館、学校や幼稚園、公民館などが分担と協働により利用しやすい行政サービスになるように見直します。保育所や学童クラブへの入所を中心にした子育て支援を推進しながら、すべての子育て家庭・子どもたちへの支援を拡充します。

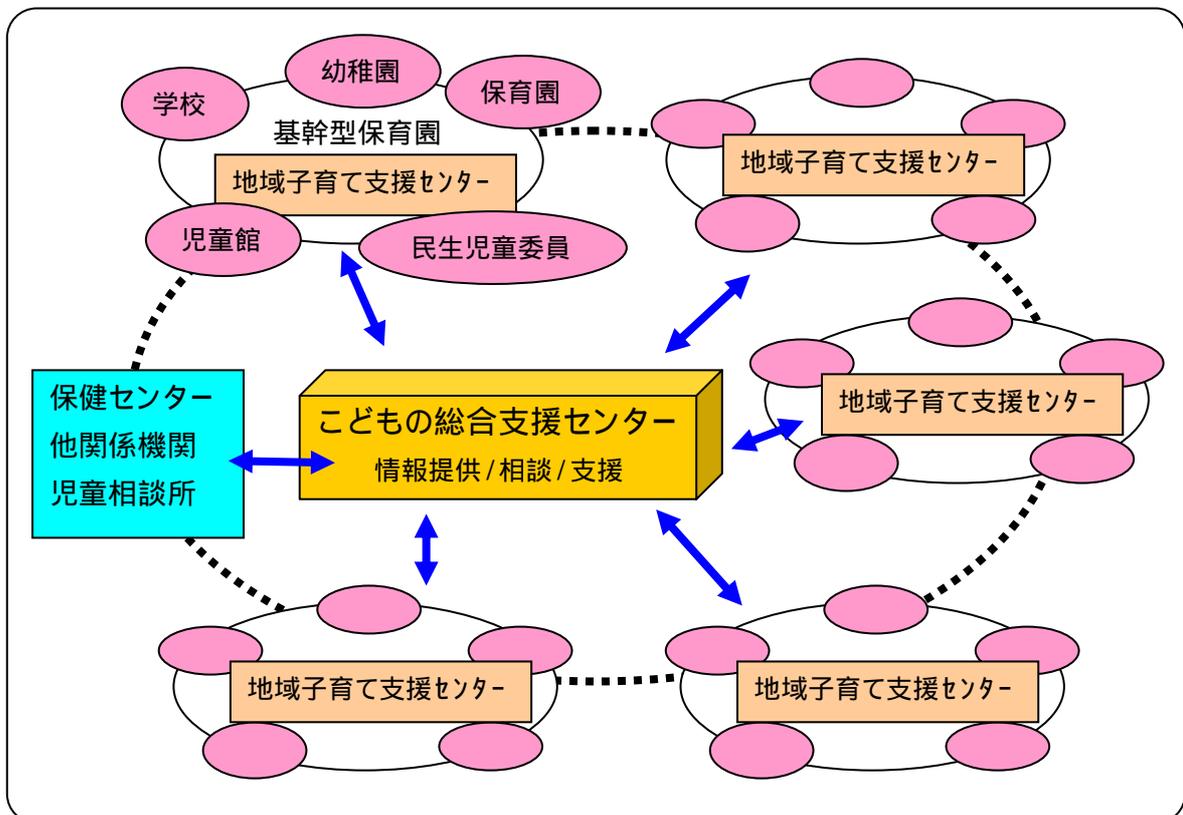
西東京市の子ども支援施策の拠点として、(仮称)こどもの総合支援センターを整備し、要保護児童・家庭に対する専門相談・ソーシャルワーク、支援コーディネートを行います。

保育サービスについては、働きながら子育てできる環境を整えるため、待機児童の解消に努めます。また、市内の公立保育園のブロック化を行うとともに、中心となる基幹型保育園を指定し、保育所に求められるサービス機能をブロックごとに分担します。

また、働きながら子育てを行っている家庭のみならず地域のすべての子育て家庭に対する支援の拠点として、各ブロックごとに基幹型保育園と連動した地域子育て支援センターを設置し、ブロックの中心的役割として地域の子育て家庭への支援を行います。

短期的・一時的に必要な保育ニーズへの対応システムも引き続き検討していきます。

学齢期の子どもたちの放課後については、子どもたちの楽しく安全な居場所を多様につくりだすことをめざして、保育に欠ける子どもの学童クラブ事業と、多くの子どもたちが安全に遊べる環境整備の両方のシステムを充実していきます。



	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-7	(仮称)こどもの総合支援センターの開設 子育てに関する相談・情報等を総合的に扱う子ども施策の拠点として、こどもの発達支援センターと子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設を開設する。支援コーディネーター(専門相談員)を配置し、支援を必要とする児童・家庭に対する相談やトータル的な支援を実施する。支援に当たっては、子どもが地域の中で育つことを基本とし、地域子育てセンター等と連携しながら進めていく。また、虐待などの要保護児童の早期発見や適切な保護を行うために、関係機関との連携や情報共有を強化し、虐待防止に関する取り組みを充実する。 (再掲)4-1-2	新規		子育て支援課 健康推進課
2 重-8	公立保育園のブロック化とサービス内容の見直し 公立保育園の中から数か所程度の基幹型保育園をつくりブロック化を図り、基幹型保育園を中心に病後児保育、休日保育等の実施を検討する。 サービス内容を見直して、公立保育園では、障害児の通所型保育、障害児の入所型保育、延長保育、一時保育、地域の親子を中心とした遊び場事業等を実施する。	継続		保育課
3 重-8	地域子育て支援センターの設置・拡充 地域の子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターを設置・拡充する。この施設は、基幹型保育園と連動したものとし、地域の子どもと子育て家庭に対する支援を専門スタッフ(保育士等)が実施する。 地域ブロックの中心的役割として、関係施設・機関と連携を図る。	継続		保育課
4 重-8	保育・地域支援の質の確保と向上 保育園における地域支援スタッフの充実を図り、良質な保育サービスの提供や地域支援スタッフとしての質の向上をめざします。	新規		保育課
5 重-3	児童館の再編成と機能の充実(再掲) 1-1-1、(再掲)1-2-2、4-4	継続		児童課
6 重-5	子育て家庭への情報提供の充実(再掲) 3-2-2	継続		広報広聴課 子育て支援課 保育課
7	乳幼児とふれあう場づくりの推進(再掲) 2-1(再掲)3-2-2-(2)	新規		子育て支援課 保育課 指導課
8	一時保育の充実 リフレッシュ型の一時的保育希望にも対応できるように、公立保育園での一時保育の実施を拡充する。一時保育の利用手続きを簡略化し、より利用しやすいものにする。	継続		保育課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
9	病後児保育の充実 保育園入所児、幼稚園児等が病気回復期のため集団保育が無理な場合、保育園に開設された施設や、医療機関に併設された保育施設で一時的に保育を行う病後児保育を充実する。	継続		子育て支援課 保育課
10	病児保育の検討 医療機関附置の病後児保育室で病児を受け入れることを検討する。		新規	子育て支援課
11	休日保育の検討 保護者の就業形態の多様化から、仕事と子育ての両立支援として、日曜日や祝日の休日保育の実施を検討する。	新規		保育課
12	ショートステイ事業 ^{注1)} の検討 児童養護施設や地域のNPO団体を活用した短期宿泊型保育事業を検討する。	新規		子育て支援課
13	学童クラブ運営の充実 小学校4年生以上の保育は「遊びの学校」事業に移行し、小学校3年生までを現施設で保育することや、就労家庭・ひとり親家庭等の保護の必要な子どもの保育環境を整備すること、サービスの充実を図るための運営のあり方について検討していく。 環境が整備された学童クラブ施設の開放を基本として、午前中は乳幼児とその保護者のために開放し、子ども同士の遊び場や保護者たちの仲間づくりを支援する。 また、老朽施設の改善と事業内容を充実するため、施設整備をすすめる。	継続		児童課
14	ファミリー・サポート・センターの充実(再掲) 3-2-1	継続		子育て支援課 (社会福祉協議会)
15	出産直後及び里帰り出産後の支援の充実 出産直後及び里帰り出産後の家事や子どもの世話などを支援するシステムを充実する。	継続		健康推進課 子育て支援課
16	ホームヘルパー派遣 ^{注2)} 事業の推進 育児や家事などの負担を軽減するため、ホームヘルパー派遣事業を推進する。	継続		生活福祉課 子育て支援課 (社会福祉協議会)
17	在宅児への保育サービス等の充実 子どもが保育園や幼稚園へ通っていない子育て親子の交流の場の提供、子育て相談の充実、保育サービス情報の提供など在宅で子育てをしている家庭への保育の援助を検討する。	継続		子育て支援課 保育課 児童課

注1) ショートステイ事業：保護者が病気等で、子どもの面倒をみることができない場合、児童福祉施設等で短期間(7日間程度)子どもを預かる制度。

注2) ホームヘルパー：居宅において育児、食事、掃除、洗濯などの家事・育児に関するサービスを行う者。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
18	保育園の入所枠拡大の検討 現在、市内保育園の待機児はほとんどが0～3歳児のため、既存の保育園での0～3歳児受入枠を拡充し、待機児の解消を図る。	継続		保育課
19	認証保育所 ^{注1)} への支援の検討 待機児の解消を図るため、認証保育所への支援の充実を検討する。	継続		保育課
20	就園奨励事業 ^{注2)} の推進 私立幼稚園での幼児教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、就園奨励の充実・推進について、国、都に働きかける。	継続		子育て支援課
21	私立幼稚園運営助成金の充実 私立幼稚園の運営助成の拡充について、国・都に働きかける。	継続		子育て支援課
22	駅周辺への乳幼児施設設置の検討 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加などに配慮し、交通アクセスのよい場所への乳幼児の相談、一時保育、たまり場の設置を検討する。		新規	子育て支援課
23	出前児童館の充実（再掲） 1-2-2	継続		児童課
24	育児休業相談・支援事業の検討 育児休業の奨励や子育てに理解があり、子どもにやさしい職場環境整備を推進している企業を表彰し、その支援を検討する。		新規	生活文化課 産業振興課
25	父親の育児参加の推進（再掲） 3-1、(再掲)3-2-2-(1)	継続		産業振興課 健康推進課 子育て支援課 社会教育課 関係各課
26	労働時間短縮（勤務時間短縮等の周知・支援）の推進 家庭での子育ての重要性を認識し、家族と一緒に過ごす時間が多く持てるよう、労働時間の短縮についての企業啓発、さらには実施企業への支援を推進する。	継続		産業振興課
27	再雇用制度に対する情報提供の充実 出産・育児による離職者が、職場への復帰や再就職がしやすくなるように、雇用情報の提供を充実する。	継続		生活文化課 産業振興課
28	児童手当 ^{注3)} の充実 若い親の経済的負担を軽減し、安心して子どもが育てられるよう、国や都へ要望していく。	継続		子育て支援課

注1) 認証保育所：東京都の認証保育所の設置基準を満たし、東京都や市の補助金の対象基準を満たしている施設のこと。

注2) 就園奨励事業：私立幼稚園や幼稚園類似施設が保護者に対して入園料及び保育料を減免した場合に各園へ補助を行う事業。

注3) 児童手当【国制度】：小学校修了前の子どもを養育している人に対する手当。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
29	母子福祉資金貸付事業の推進 ひとり親家庭の子育て負担を軽減するため、母子福祉資金貸付事業を継続する。	継続		生活福祉課
30	国、東京都等の補助活用の推進 子育て支援にかかる国や都の補助制度等の活用を促進する。	継続		関係各課

4 - 1 - 2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

障害のある（障害の可能性がある）子どもを育てる家庭に対し、ノーマライゼーション^{注1）}を基本に地域の中で、障害のあるなしに関わらず一緒に育つという視点で、施策を進めます。可能な限り、保育所での保育、幼稚園での教育、児童館等を利用しながら放課後、余暇活動の充実など地域との結びつきを強め、健常児との交流をすすめていきます。

また、（仮称）こどもの総合支援センターを整備し、障害のある子どもへの療育・相談事業、教育的支援の充実に取り組むと同時に、乳幼児から学齢期まで成長過程に応じた切れ目のない支援の体制を整えるために、支援コーディネーター（専門相談員）を設置し、医療・福祉・教育の連携を図ったトータル相談（コーディネート支援）を実施します。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-7	（仮称）こどもの総合支援センターの開設（再掲） 4-1-1	新規		子育て支援課
2 重-7	相談から、フォローアップ ^{注2）} までを行う事業の展開 相談からフォローアップまでを総合的に支援するため、（仮称）こどもの総合支援センターに支援コーディネーター（専門相談員）を配置し、医療・福祉・教育機関と連携して、支援を必要とする子どもへのトータルの支援を実施する。	新規		健康推進課 子育て支援課
3 重-7	障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保 （仮称）こどもの総合支援センターでの療育・リハビリを提供する。	新規		健康推進課 子育て支援課
4 重-9	障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進（再掲） 3-2-2	継続		障害福祉課 健康推進課 子育て支援課 教育相談課
5 重-9	障害児保育 ^{注3）} の充実（入所型と通所型の障害児保育の充実） 保育園での入所型及び通所型障害児保育及び学童クラブの入会の推進と、児童館での放課後活動事業を促進する。また、指導相談の充実に努める。	継続 ・ 新規		保育課 児童課 子育て支援課 健康推進課
6 重-9	障害児の幼稚園入園に対する支援の推進 障害のある子どもの幼稚園入園や、入園後の支援を検討する。		新規	子育て支援課

注1）ノーマライゼーション：ある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件をできるかぎり障害のない人の生活条件と同じにする（＝ノーマルにすること）。

注2）フォローアップ：助けること。

注3）障害児保育：療育施設、通園施設、通園事業、保育所、幼稚園等における障害児を対象とする保育の制度、施設、実践の総称のこと。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
7 重-9	障害児放課後活動としての常設場確保の検討 障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後活動の常設場所の確保を検討する。学齢児対象としては、地域型児童館での放課後活動を推進する。	継続		障害福祉課 子育て支援課 児童課
8	障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進 障害のある子どもと、その家族へ介護及び家事ヘルパーを派遣し、子育て支援をする。	継続		障害福祉課 子育て支援課
9	緊急入所事業の推進 障害のある子どもと、その家族へ短期入所事業の利用により、緊急時の支援をする。	継続		障害福祉課
10	特別支援教育の充実 障害のある児童・生徒の特別な教育的ニーズに応え、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開するよう努める。	継続		学務課 指導課
11	養護学校の充実及び市外にある養護学校への通学者に対する取り組みの充実 市外にある養護学校通学者やその保護者に、地域情報提供の充実と地域との結びつきを強める取り組みの充実を図る。	継続		関係各課
12	障害者、異年齢世代との交流事業の推進 障害のある子どもも、健常児も、年齢に関わりなく交流することで、情報交換とノーマライゼーションの啓発を図る。	継続		障害福祉課 子育て支援課 保育課 児童課
13	障害児がいる世帯への手当（児童育成手当（障害手当） ^{注1} ・特別児童扶養手当 ^{注2} ）の充実 児童育成手当、特別児童扶養手当の充実等、障害児がいる世帯への支援の充実を国や都に働きかける。	継続		子育て支援課

注1) 児童育成手当【都制度】：＜障害手当＞知的障害のあるまたは身体障害のある20歳未満の者（身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳1～3級程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症）を養育する人を対象とした補助制度。

注2) 特別児童扶養手当（障害手当）【国制度】：精神または身体に障害のある20歳未満の者（身体障害者手帳1～3級程度、その他の内部障害、愛の手帳1～3級程度及び知的障害等）を養育している人を対象とした補助。

4 - 1 - 3 外国籍の子どもを育てる家庭の支援

今後増加していくことが考えられる外国籍の子どもや帰国児童・生徒が、人間形成の大切な時期に、西東京市で充実し、暮らしていけるような支援を引き続き検討します。外国籍の子どもや帰国児童・生徒に対し、学校への通訳派遣、個別の学習指導や日本語指導、外国語本の充実などの施策を推進するとともに、就学児保護者に対し、外国語でのパンフレット作成や翻訳サービスを検討します。

また、地域における日本人家庭との交流や地域の行事や催しなどへの参加が促進されるよう、NPOなどとの連携も視野に入れながら支援システムを検討していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	外国人や帰国児童・生徒への日本語指導の充実 外国人や帰国児童・生徒に対し、パンフレット等の配布による日本語講座の紹介、学校への日本語指導員の派遣事業、年間を通じて通級 ^{注1)} できる日本語適応教室 ^{注2)} の充実を図る。	継続		指導課
2	個別に指導できる指導者の確保 学校での学習内容を個別に補助できる指導者の確保を推進する。	新規		指導課
3	外国語パンフレット・冊子に関する情報提供の充実 既存の外国語のパンフレット・冊子等の情報提供を充実させる。	継続		関係各課
4	外国語本の整備の推進 外国語の絵本など、外国語の本の整備・提供を充実する。	継続		図書館
5	外国語の翻訳サービスシステムの充実 保育園や幼稚園、学校などから配布されるさまざまな資料や書類を、外国語に翻訳をするサービスを検討する。	新規		生活文化課

注1) 通級：普段は自分の学校で学習し、1週間に数回決められた時間に通って指導を受けること。

注2) 日本語適応教室：日本語を話すことができない児童・生徒を対象として、年間を通じて通うことができる教室。

4 - 1 - 4 ひとり親家庭の支援

子育ての役割を両親が分担できる家庭であっても、さまざまな支援が必要な現代において、ひとりの親で子育てをする家庭には、さらに手厚い援助が必要になります。子育てと仕事をひとりで担い、負担や悩みを多く抱えているひとり親家庭が、自立し地域のなかで安心して子育てしていくために、ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパー派遣事業の推進、給食サービスなどの生活支援策を検討するほか、母子自立支援プログラム策定事業等の就業支援事業に取り組みます。

番号	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	母子自立支援プログラム策定事業の推進 母子家庭の生活の自立と安定のために母子自立支援プログラム策定事業を推進する。 就業支援・相談体制等、母子家庭が地域の中で安心して子育てできるよう支援していく。	新規		子育て支援課
2	ホームヘルパー派遣事業の推進（再掲） 育児や家事などの負担を軽減するため、ホームヘルパー派遣事業を推進する。 4-1-1	継続		生活福祉課 子育て支援課 (社会福祉協議会)
3	ひとり親家庭への給食サービスの検討 ひとり親家庭を対象に、食事を届けるサービスの実施を検討する。		新規	生活福祉課 子育て支援課
4	ひとり親家庭休養事業の推進 ひとり親家庭を対象に、無料又は低額で国民宿舎を利用してもらう休養事業を推進する。	継続		生活福祉課
5	母子保護の実施 母子家庭の生活自立のための支援を実施する。	継続		生活福祉課
6	ひとり親家庭医療費助成事業の充実 ひとり親家庭等の親や子どもが通院又は入院による治療を受けた場合、費用の一部を助成する制度の充実を都に働きかける。	継続		子育て支援課
7	ひとり親家庭等児童就学支度金支給事業の充実 母子家庭福祉資金の就学支度資金貸付の充実を国や都に働きかける。	継続		子育て支援課 生活福祉課
8	児童扶養手当 ^{注1)} ・児童育成手当（育成手当） ^{注2)} の充実 児童扶養手当、児童育成手当の充実を国や都に働きかける。	継続		子育て支援課

注1) 児童扶養手当【国制度】: 母子家庭などの状態にある児童を養育している人を対象とした補助。

注2) 児童育成手当（育成手当）【都制度】: ひとり親家庭等の状態にある児童(18歳に達する年度の末日まで)を扶養している人(父または母が重度の障害を有する場合も含む)を対象とした補助制度。

4 - 2 保健・医療

4 - 2 - 1 母子保健体制の整備・充実

市内に住むすべての乳幼児が対象となる集団健診の機会を活用し、健康教育・相談、情報提供に努めます。また、虐待や子育てへの悩みに即座に対応できるよう、保健師の家庭訪問活動を積極的に進めていきます。

支援を必要とする子どもや家庭に対して、妊娠期や乳幼児期から早期に状況を把握し必要な支援を切れ目なく行うためには、行政各部署や関係施設との連携を密に強化することが重要です。母子保健事業を子育て支援事業において統一的に実施できるよう行政内部の組織のあり方や、連携のしくみを検討していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-10	新生児訪問等の推進 出産・育児不安や産後うつ等に対応するため、訪問指導を推進する。 訪問を行わない妊産婦・新生児についても、健康や発達等の状況を把握する仕組みを検討する。	継続		健康推進課
1 重-10	訪問型相談の充実 健診未受診者や必要な児童について実施している訪問型相談について、他機関や関係施設との連携を強化し、産後うつ・子どもの成長発達・虐待などの未然防止・早期発見・解決を図る。 また、乳幼児の家庭への家事援助支援のしくみを検討する。	新規		健康推進課 子育て支援課
3 重-10	母子保健と保育の連携強化 新生児訪問や乳幼児健診などの母子保健事業と市内関係機関や施設との連携を強化し、妊娠から出産、子育て不安や小児疾患、障害、児童虐待、養育力不足などの要保護児童や家庭に対し、切れ目のない支援を実施する。 また、母子保健事業を子育て支援事業において統一的に行えるよう、行政組織のあり方を検討する。	新規		子育て支援課 保育課 健康推進課
4	乳幼児健診（3・4か月児、1歳6か月児、3歳児）の活用による母子保健の推進 乳幼児健診を活用した健康教育・相談、情報提供を推進する。また、健診内容の統一を図るためのマニュアル整備、他部門（子育て支援、社会教育、学校、保育園等）との連携の推進、受診しやすい仕組みの検討を行う。	継続		健康推進課
5	子育てに関する学習機会の充実（再掲） 3-1、(再掲)3-2-2-(1)、3-2-2-(2)	継続		健康推進課 子育て支援課
6	育児・子育て相談事業の充実（再掲） 3-2-2-(3)、(再掲)3-2-2-(4)	継続		健康推進課 子育て支援課 保育課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
7	予防接種についての普及啓発の充実 麻しんやBCG等の予防接種の重要性を啓発すること ことで接種率を高め、乳幼児の健康を促進する。	継続		健康推進課

4 - 2 - 2 医療

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	かかりつけ医制度 ^{注1)} の推進 小児医療を充実するために、かかりつけ医制度を推進する。	継続		健康推進課
2	かかりつけ歯科医制度 ^{注2)} の推進 かかりつけ歯科医制度を推進するとともに、小学校・中学校の学校歯科保健を充実することで、子どものむし歯予防に努める。	継続		健康推進課 学務課
3	小児救急医療体制の充実 北多摩北部医療圏との連携により、小児科医師のいる救急医療機関を確保し、小児救急医療体制の充実を図る。	新規		健康推進課
4	産科のある医療機関とのネットワークの充実 市内外の産科のある医療機関との連携を強化し、母子の健康管理・養育支援を充実する。	継続		健康推進課
5	保健所との連携強化と母子保健の役割の見直し 保健所と母子保健担当部署等の連携強化のために両者の役割を見直し、効率的・効果的なサービスを提供する。	継続		健康推進課
6	アレルギー相談の実施 乳幼児健康診査・育児相談等で寄せられる、子どものアレルギーに不安や悩みを持つ親からの相談に対し、情報提供や栄養相談などの支援を実施する。	継続		健康推進課
7	心身の思春期相談事業実施の検討 第二次成長による心身の変化に対し、気軽に相談できる場の整備を検討する。		新規	健康推進課 子育て支援課

注1) かかりつけ医制度：かかりつけ医を持つことを推進する制度のこと。かかりつけ医とは、普段の健康管理、病気の初期治療、大病院での検査や治療を必要とするかどうかの判断、他医療機関の紹介など、個人の体の状態を把握している身近な医師のこと。

注2) かかりつけ歯科医制度：かかりつけ歯科医を持つことを推進する制度のこと。かかりつけ歯科医とは、治療のほか、予防や健康づくり等の相談にのる身近な歯科医のこと。

4 - 3 教育

子どもたちが、生活上の知識を持ち、社会的な課題への興味や考え方を培うことは社会の一員になるうえで必要です。教育行政では西東京市教育計画（教育プラン21）（平成17年度～平成21年度）に基づき、学習活動を通じて子育てや子育て家庭を支援する、さまざまな施策が展開されています。子どもたちが人間性豊かに成長するために、学校教育の中でも、学問的な知識だけでなく、消費者教育^{注1)}、環境教育^{注2)}、国際理解教育、メディアリテラシーなどの教育の充実をすすめていきます。また、学校と地域、市内の学校関係者同士が連携を深め、子どもが過ごしやすい環境づくりを整えていきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1	子どものための消費者教育の推進 現在実施されている子どものための消費者教育の充実を図るとともに、中・高校生を対象にキャッチ商法 ^{注3)} などの事例を提示し、子どもへの啓発活動に努める。	継続		生活文化課 指導課
2	環境教育の推進 学校における総合的な学習の時間を中心に環境教育を実践し、ピオトープ ^{注4)} づくりなどを通じて市内の自然環境への関心や保全への取り組みを推進する。 (再掲)4-4	継続		環境保全課 指導課
3	国際理解教育の推進 我が国の伝統や文化を尊重し、外国の文化や芸術とのふれあいや外国人との交流を深めるなど、国際理解教育を推進する。	継続		生活文化課 指導課
4	情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進（再掲） 1-2-3	新規		指導課
5	人としての権利を尊重する教育の推進（再掲） 1-1-2	継続		生活文化課 指導課
6	スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化（再掲） 1-1-3	継続		子育て支援課 教育相談課

注1) 消費者教育：消費に関するトラブルの未然防止、安全で豊かな消費生活を送るための学習のこと。

注2) 環境教育：人間と環境との関わりについての学習のこと。

注3) キャッチ商法：駅周辺、商店街等でアンケート調査などと声をかけ、喫茶店や事業所に連れて行き契約をさせる商法のこと。キャッチセールスともいう。

注4) ピオトープ：生物が生存できるような環境条件を備えた、一定の空間を示す概念。事業では、野生生物の生息や生育環境を意味することも多い。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
7	西東京市教育関係者連絡会議の検討 公・私立学校の関係者を中心とした情報交換の場の設定など、公立、私立一緒の場で、西東京市における教育について、定期的に話し合う場を検討する。	新規		教育庶務課
8	幼・保・小・中学校の交流・連携の推進 保育園や幼稚園、小学校、中学校との交流の機会を推進し、発達障害・要保護児童の支援に対する連携の強化と情報の共有化を図る。	継続		子育て支援課 保育課 指導課
9	地域の人材発掘・活用の推進（再掲） 1-2-1、(再掲)3-2-1	継続		産業振興課 社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター) 関係各課
10	学校へのパソコン設置の充実 学校でのパソコン活用環境をインターネットに接続できたり、自主的に使用できる時間の確保など内容を充実するとともに、ネットワーク社会に対応できるような指導の充実を図る。	継続		学務課 指導課
11	学校図書館の充実 各校の蔵書の更新・拡充を計画的にすすめ、地域の学習センター機能の充実を図るとともに、選書や運営等への子ども参加を推進する。	継続		学務課 指導課
12	図書館事業の拡充 子どもたちの心の成長にとって大切な本への関心を図るため、読み聞かせ事業、所蔵蔵書の充実に努める。	継続		図書館
13	図書館、学校図書館のネットワーク化の推進 図書館から学校図書館への本の貸し出し、図書館から学校への図書の情報提供など、地域の図書館と学校図書館の連携を推進する。	継続		指導課 図書館

4 - 4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり

子どもたちが安全に過ごせるまちや地域であれば、子どもや子育て家庭をはじめ、さまざまな年代の人々が豊かに暮らせ、まちや地域は発展的に続くことができます。施設の整備を行う際には、子ども連れや妊娠している方の利用に配慮するよう努め、子育て家庭を含め全ての家庭にとって住みやすいまちづくりを目指します。

西東京市では、子どもにとって安全なまちとなるように、地域住民との協力によって子どもの緊急避難所事業、通学路への安全施設の整備、交通安全教育などを実施しています。今後はさらに行政内部の調整や連携体制について、検討していきます。

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
1 重-3	児童館の再編成と機能の充実（再掲） 1-1-1、(再掲)1-2-2、4-1-1	継続		児童課
2 重-3	「遊びの学校」事業の検討・実施（再掲） 1-2-2、(再掲)3-2-2-(2)	継続		児童課 社会教育課
3 重-11	防犯対策の充実 市内の公・私立学校関係者による連絡会の設置や合同パトロールの実施、民生委員・児童委員、青少年育成会との定期的な協議と内容の充実を図る。また、不審者情報のネットワークづくりをすすめる。 (再掲)1-2-1	継続		生活文化課 子育て支援課 指導課 (警察) 情報推進課
4 重-11	子どもの緊急避難場所とする事業の推進 子どもがふいに襲われたりしたときなどに逃げ込める家を公募し、ステッカーなどを貼ってもらい、子どもの避難所とする事業（子ども110番ピーポくんの家）を推進する。 (再掲)1-2-1	継続		子育て支援課
5 重-11	通学路、通園路の安全確保の充実 子どもの通学路の交通安全施設の整備を充実するとともに、子どもの通学時の安全を確保するため、通学路の点検、交通擁護員や交通安全協力員の拡充を図る。	継続		教育庶務課 学務課 道路管理課 交通計画課
6	園庭開放の推進（再掲） 3-2-2-(2)	継続		保育課
7	屋外の遊び場の充実（再掲） 1-2-2	新規		児童課 公園緑地課
8	身近にボール遊びのできる場所の検討（再掲） 1-2-2	新規		公園緑地課 スポーツ振興課
9	プレイリーダーの養成と活用（再掲） 1-2-1(再掲)1-2-2、3-2-2-(1)	継続		児童課
10	地域の子育て意識の醸成（再掲） 3-1	継続		子育て支援課

	施策・事業名及び内容	事業化の時期		担当課
		中期	後期	
11	交通安全教育の推進 各校で年間の指導計画を作成している交通安全教育について、計画的に取り組みむとともに、家庭教育との連携を図る。	継続		指導課
12	コミュニティバス ^{注1)} の充実 交通不便地域・バス空白地域等の解消や交通弱者の移動手段の確保に努める。	継続		交通計画課
13	環境教育の推進（再掲） 4-3	継続		環境保全課 指導課
14	子ども施設、遊び場マップ等作成の検討（再掲） 子ども施設や遊び場を子ども自身が点検し、利用しやすい施設や遊び場のマップ等を作成し、子どもの利用を促進する。 3-2-2(4)		新規	子育て支援課
15	親子施設見学会の検討 市内にある公共施設や公園、運動施設等を広く知ってもらうため、親子がともに学べる見学会の開催を検討する。		新規	子育て支援課 各施設

注1) コミュニティバス：地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスのこと。西東京市では、「はなバス」が、公共交通空白地域を中心に運行している。